

「6・15共謀罪法の廃止を求める市民の集い」へのメッセージ

共謀罪対策弁護団事務局長
弁護士 三澤麻衣子

6・15共謀罪法の廃止を求める市民の集いにご参加の皆様、お疲れ様です。共謀罪対策弁護団事務局長の弁護士の三澤です。この度は、弁護団からの参加が叶わず、大変申し訳ありません。

4年前の今日の朝、前代未聞の中間報告と手法を使い強行採決された共謀罪ですが、今現在では、まだ共謀罪による捜査機関の立件の情報はありません。それは、皆さんの運動の成果により、矛盾答弁だらけの国会審議を引き出し、共謀罪の問題点を明らかにしたからに他なりません。

しかしながら、政府は、安倍政権から菅政権に変わっても、共謀罪法を成立させることにより狙った国民の自由な声を萎縮させ、独裁政治を作り上げる策略を諦めていません。

共謀罪の適用も虎視眈々と狙っていると伺われる状況もあります。

たとえば、共謀罪成立前から存在していた、軽犯罪法の暴行等共謀罪という犯罪類型がありますが、警察庁統計によれば、同罪の制定以来、20件は適用されているのです。この暴行等共謀罪は「他人の身体に対して害を加えることを共謀した者の誰か」がその予備行為をした場合に適用されます。軽犯罪法違反であるため処罰は拘留か科料かであり、とても重大犯罪とはいえません。しかし、捜査機関は、こうした軽微な暴行事件に暴行等共謀罪を適用しているのです。そのことからすれば、テロ等準備罪と共謀罪も軽微な事案に恣意的に適用される危険があります。

また、共謀罪での立件でこそないものの、共謀罪の先取りとも言える事件が起きています。全日建運輸連帯労働組合関西地区生コン支部、通称関西生コン支部に対する刑事事件です。同事件においては、共謀罪適用が困難ななかで、日本で団体行動への抑圧に力を発揮してきた威力業務妨害罪等の共謀共同正犯が適用されました。そして、その共謀の立証のために不当な捜査や身柄拘束がなされています。これは適用自体は共謀罪ではないものの、犯罪とされる対象が「共謀」という行為である点で共謀罪の捜査と同じ性質・危険をはらんでいます。

そして、これまでの日本の犯罪捜査では、長期間の身柄拘束、自白の強要が多く、冤罪が生まれしてきたことは周知の事実です。こうした日本の捜査手法で、277もの多数の犯罪を対象とする共謀罪の捜査がなされれば、さらに多くの人権侵害をもたらす可能性が極めて高くなります。

しかも、日本では、プライバシー保護法制が全く不十分です。このことは、共謀罪法案反対運動の際から声を上げ続けてきたことで、捜査機関をはじめとする政府の行政機関を監視する独立した第三者機関が創設されるべきことも強く言われてきました。

ところが、今の菅政権は、プライバシー保護をないがしろにする法案の提出を立て続けに行っています。

その一つが、今日の集会でもお話があるデジタル監視法の成立です。私たち共謀罪対策弁護団も、この法案が提出された際、通常省庁と異なり内閣に直接置かれ、内閣総理大臣をトップとして情報を集中させる危険を有すること、他方、情報の集中により危険にさらされる個人情報保護が

不十分であるなどの問題点を指摘し反対してきました。特に、公安警察・公安調査庁・自衛隊情報保全隊・内閣情報調査室・国家安全保障局などから日本の情報機関に、国民の情報が集中し、監視社会への道に通じる危険は、そのまま、その情報を利用した共謀罪の適用にもつながることを危惧しています。

さらには、今まさに衆議院内閣委員会で審議され、強行採決される危険のある(本日、されたかもしれない)重要土地調査規制法案も、その内容は、定義の明確性もないまま、法律制定後に、内閣総理大臣を中心とする内閣が決めることになっているというとんでもない法案です。基地や原発の周辺土地の住民やそこで反対運動を行っている人々を監視する目的であることが明らかです。

この重要土地調査規制法案は何としても阻止しなければなりません。

秘密保護法からはじまり、戦争法、刑事訴訟法改悪、共謀罪、デジタル監視法の流れを止めなければなりません。そして、共謀罪を含むこれら悪法の廃止を求めていかなければなりません。

政府による監視社会が浸透することのないよう、私たちの方こそ、政府を監視しなければならないのです。

今日の集会のように声を上げ続けることが、すなわち私たちに認められている表現の自由を行使し続けることが、その表現の自由を守ることにつながるのです。

是非とも、今後とも、力を合わせ、日本の監視社会化を阻止していきましょう。

共謀罪対策弁護団は、皆さんと一緒に、表現の自由を、民主主義を守っていきます。